

災害時における船舶による輸送等に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と日本内航海運組合総連合会（以下「乙」という。）とは、災害時における船舶による輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、高知県地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、高知県地域防災計画に基づき次条に掲げる業務を遂行するため乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し日時、場所、用途等を指定し、文書、電話等の方法により協力を要請することができるものとする。

2 甲は、乙に対する前項要請を口頭、電話及び電信で行った場合は、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）災害救助に必要な救援物資等の貨物輸送業務
- （2）災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- （3）その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙の会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

2 甲は、前条に規定する業務を円滑に進めるため、現場責任者を置くものとし、乙及び乙の会員に通知するものとする。

3 現場における業務の指示は、前項の現場責任者が行うものとし、乙の会員はその指示に従うものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、甲に対しその状況を報告する。ただし、文書で報告するいとまがない場合は、口頭、電話又は電信で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(連絡体制)

第6条 甲と乙は、災害時に円滑な協力が図れるよう連絡体制を確立するものとする。

- 2 連絡責任者は、甲にあっては土木部港湾・海岸課長とし、乙にあっては調査企画部長とする。

(費用負担)

第7条 甲の要請により、乙の会員が実施した、第3条の業務の遂行に要した費用は甲が負担する。

- 2 前項の費用は、乙の会員が第3条に規定する業務に従事するため、業務開始以前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

(費用の請求及び支払い)

第8条 乙の会員は、甲の認定を受けて、当該業務の実施に要した前条の費用を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(情報提供)

第9条 乙の会員は、災害発生時港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

(従事者の災害補償)

第10条 甲は、この協定に基づく業務の実施により当該業務に従事した者が、その責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」(平成10年3月30日高知県条例第3号)の規定に準じて、その損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(協 議)

第11条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成24年10月10日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成24年10月10日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県知事

乙 東京都千代田区平河町2丁目6番4号
日本内航海運組合総連合会会長